3月定例教育委員会会議録

開催日時 令和2年3月24日(火)

午後2時~午後4時

開催場所 県庁新館4階教育委員会室

委 員(教育長職務代理者) 土井 真一

委員 岡崎 正彦

委員 窪田 知子

委員 野村 早苗

1 開 会

- 教育長から開会の宣告があった。
- 教育長から出席者の確認があり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、会議の成立が確認された。
- 事務局から出席者の報告があった。

2 非公開事件の確認

● 教育長から、本日の議題のうち、第93号議案および第96号議案の2 議案については、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、審議を非公開とすべきとの発議があった。発議は全員異議なく了承され、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、第93号議案および第96号議案の2議案の審議が非公開とされることとなった。また、審議の順番については、公開議案、報告事項、非公開議案の順で審議することが確認された。

3 会議録確認

● 2月7日開催の定例教育委員会および3月17日開催の臨時教育委員会に係る会議録について、適正に記録されていることを確認し、承認された。

4 議 事(議案:公開)

- 教育長から、第67号議案「令和元年度滋賀県一般会計補正予算(第9号)のうち教育委員会所管の予算案に関する知事への意見に係る臨時代理の承認について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。
- 主な質疑・意見
- 特になし
- 教育長から、第67号議案について採決する旨の発言があり、全員一致 で、原案どおり可決された。
- 教育長から、第68号議案「滋賀県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部改正について」、第69号議案「滋賀県教育委員会表彰規則の一部改正について」、第70号議案「滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例施行規則等の廃止について」、第72号議案「滋賀県教育委員会事務局非常警備規程の一部改正について」および第94号議案「滋賀県同和教育推進本部設置規程の一部改正について」および第94号議案「滋賀県同和教育推進本部設置規程の一部改正について」および第94号議案「滋賀県同和教育推進本部設置規程の一部改正について」が、106議案について、事務局に一括して説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。
- 主な質疑・意見
- 特になし

- 教育長から、第68号議案から第72号議案まで、および第94号議案の6議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。
- 教育長から、第73号議案「滋賀県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例施行規則の一部改正について」、第74号議案「滋賀県教育委員会の事務部局に属する職員等の人事評価に関する規則の一部改正について」、第75号議案「滋賀県教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する規則等の適用に関する規則の一部改正について」、第76号議案「滋賀県教育委員会事務局職員服務規程の一部改正について」、第86号議案「滋賀県立学校に属する職員の人事評価に関する規則の一部改正について」、第87号議案「滋賀県市町立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正について」、第88号議案「滋賀県立学校職員服務規程の一部改正について」および第89号議案「滋賀県立学校職員倫理規程の一部改正について」の8議案について、事務局に一括して説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。
- 主な質疑・意見
- 土井委員 会計年度任用職員の人事評価については、規則 で定めずに、教育長に委任するということか。
- 教育総務課長 そのとおりである。
- 教育長から、第73号議案から第76号議案まで、および第86号議案から第89号議案までの8議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。
- 教育長から、第77号議案「滋賀県教育委員会事務局組織規程の一部改正について」、第78号議案「滋賀県教育委員会事務専決規程の一部改正について」、第79号議案「滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部改正について」、第80号議案「滋賀県教育委員会標準的な職を定める規則の一部改正について」および第90号議案「高校再編室設置規程の一部改正について」の5議案について、事務局に一括して説明を求め、事務局から資料に基づき説明が

あった。

- 主な質疑・意見
- 特になし
- 教育長から、第77号議案から第80号議案まで、および第90号議案の 5議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決 された。
- 教育長から、第81号議案「滋賀県教育委員会の事務部局の職員のうち 指導主事の数を定める規則の一部改正について」、事務局に説明を求め、 事務局から資料に基づき説明があった。
- 主な質疑・意見
- 特になし
- 教育長から、第81号議案について採決する旨の発言があり、全員一致 で、原案どおり可決された。
- 教育長から、第82号議案「滋賀県教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。
- 主な質疑・意見
- 岡﨑委員 3番目の、開示請求をした法定代理人等がその 資格を喪失した場合に届け出るという新たな規 定は、知事部局にはなかったのか。
- 教育総務課長 1番目から3番目まで全て知事部局のルール に合わせたものである。
- 教育長から、第82号議案について採決する旨の発言があり、全員一致 で、原案どおり可決された。

- 教育長から、第83号議案「へき地学校等の指定に関する規則の一部改正について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。
- 主な質疑・意見
- 特になし
- 教育長から、第83号議案について採決する旨の発言があり、全員一致 で、原案どおり可決された。
- 教育長から、第84号議案「滋賀県立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償実施規則の一部改正について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。
- 主な質疑・意見
- 特になし
- 教育長から、第84号議案について採決する旨の発言があり、全員一致 で、原案どおり可決された。
- 教育長から、第85号議案「滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の業務 量の管理等に関する規則の制定について」、事務局に説明を求め、事務局 から資料に基づき説明があった。
- 主な質疑・意見
- 岡崎委員 在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間 は、基本は年間 360 時間までで、特別な事項が起 きたときには 720 時間までに変更することがで きるとの解釈でよいか。
- ② 教職員課長 そのとおりである。いじめ事案の発生、学級崩壊、学校事故などが生じて、児童生徒に係る臨時

的で特別な事象が生じた場合、1月について100 時未満等の規定が適用される。

○ 岡崎委員 企業では36協定が適用され、労働基準監督署

に、あらかじめ360時間適用の者か720時間適用 の者かを区分して年度当初に届け出るが、教職員

の業務量はそれとは違う運用なのか。

○ 教職課長 教育職員一律の規定であるので、届出等の手続

きは定めていない。

○ 土井委員 対象はどういった方か。

○ 岸田課長 県立学校の管理職を含む教育職員である。

● 教育長から、第85号議案について採決する旨の発言があり、全員一致 で、原案どおり可決された。

- 教育長から、第91号議案「滋賀県立学校の校舎、課程、部および学科等の設置等に関する規則の一部改正について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。
- 主な質疑・意見
- 特になし
- 教育長から、第91号議案について採決する旨の発言があり、全員一致 で、原案どおり可決された。
- 教育長から、第92号議案「滋賀県立高等学校在り方検討委員会規則の制定について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。
- 主な質疑・意見
- 土井委員 臨時委員は委員と同じ立場で、職務を行うの

か。

○ 高校再編室長 そのとおりである。

○ 岡崎委員 臨時委員も含めて20人以内か。

○ 高校再編室長 臨時委員は、附属機関設置条例に規定される 20 人とは別である。

- 教育長から、第92号議案について採決する旨の発言があり、全員一致 で、原案どおり可決された。
- 教育長から、第95号議案「滋賀県学校運営協議会規則の一部改正について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。
- 主な質疑・意見
- 特になし
- 教育長から、第95号議案について採決する旨の発言があり、全員一致 で、原案どおり可決された。
- 教育長から、第97号議案「滋賀県文化財保存活用大綱の策定について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。
- 主な質疑・意見
- 土井委員 大綱策定後の施策は知事部局で行うのか。
- 文化財保護課長 知事部局に移管し、そちらで進める。
- 土井委員 是非しっかり実施していただくようお願いし たい。
- 教育長から、第97号議案について採決する旨の発言があり、全員一致 で、原案どおり可決された。

5 報 告(公開)

● 教育長から、報告事項ア「「学校における働き方改革取組計画」の改定 について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。

● 主な質疑・意見

○ 岡崎委員 重点項目2のうち、総合教育会議でも学校現場

から声があった配布物については、いろいろな機

関が関わるが、要請して協力が得られるのか。

○ 教職員課長 学校には年間 100 件ほどの依頼があり、そこに

要請する。その中には県庁からのものも含まれる

ので、協力を求めていきたい。

文部科学大臣からも要請されており、県教育委

員会においても協力をいただけるよう要請して

いく。

○ 岡崎委員 是非よろしくお願いしたい。

数値目標について 10 月実績で報告されたが、

それ以外のサンプルは調査実施していないのか。

○ 教職員課長 県立学校は平成25年から毎月調査している

が、市町は毎月の把握を昨年度から始めたところ

であり、比較できるのは10月だけである。

○ 岡崎委員 今後はできるということか。

○ 教職員課長 可能である。

○ 岡崎委員 10月は忙しい時期なのか。

○ 教職員課長 国が行う教員勤務実態調査も、10 月頃をサン

プルにしており、教員の平均的な働き具合がこの

月に当たるようである。

○ 教育長 給特法の改正のもう一つの柱である年間を通 じた変則の労働時間を把握するためには、月ごと

に調査しないとうまくいかない。令和2年度は月

ごとの細かな分析が必要である。

● 教育長から、報告事項イ「国の文化審議会が新たに指定するよう答申 した有形文化財(美術工芸品)について」、事務局に説明を求め、事務局 から資料に基づき説明があった。

● 主な質疑・意見

○ 土井委員 なぜ河内の国の資料が守山市にあるのか。

○ 文化財保護課長 子孫が守山に住んでいる。文化財は所在地で指

定がされる。

○ 教育長 この2件の重要文化財は、県民が見る機会はあ

るのか。

○ 文化財保護課長 絵画は大津市の博物館にあるので見る機会が

あると思われるが、河内屋資料は私人の所有であ

るのでなかなか機会がないと思う。

○ 岡崎委員 県では、絵画は、4k、8k 技術などでデジタル

保存するのか。

○ 文化財保護課主 フィルム写真で保存している。デジタル化は課

幹 題であると考えている。

○ 岡崎委員 今後検討する予定であるのか。

○ 文化財保護課主 件数がたくさんあるので、計画的に進めいく必

幹要があるため課題であると考えている。

○ 教育長 琵琶湖文化館の資料はデジタル化してあるの ではないのか。

○ 文化財保護課主 一定のデジタル化はできているが、高精度には 幹 至っておらず、簡便な対応となっている。

○ 教育長 河内屋資料はどのようにして発見されたのか。 大綱では文化財を調査、登録してしっかり残すこ ととしている。

文化財保護課主 住宅開発に伴い所有者が移転してきたのだが、幹 文化庁が直接把握したものと聞いている。

○ 教育長 文化庁の収集能力が高いということか。

○ 文化財保護課主 文化庁には長年専門的に研究している調査官 幹 がいる。

● 教育長から、追加の報告事項として、「新型コロナウイルス感染症対策 について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。

● 主な質疑・意見

○ 教育長 国のガイドラインが来たので、県教育委員会では、基本は4月8日の新学期から、ガイドラインに沿って対策をしっかりした上で県立学校を再開することとし、市町教育委員会にも伝え、市町での再開についても検討いただきたいと考えている。

○ 土井委員 学校では、近距離の会話や、手の届く距離に集 まらないといったことを制限するのは難しい。残 りは換気をすることだが、効果はあるのか。 〇 保健体育課長

特に更衣室等の狭い場所で大勢が着替えることが危ないと聞いており、教室の換気は有効である。近距離での会話については、マスクをする。教員は、教室でマスクをすることが感染防止に効果がある。多くの人が手の届く距離に集まらないように配慮することは、県立学校では難しい。

文部科学省のガイドラインが、具体的に県立学校に指針として出してよいものかも含めて検討している。

○ 教育長

学校では近距離の会話を避けることは難しいので、できるだけマスクをするように子どもたちを指導するというのがガイドラインの趣旨である。人の密度も限界があるのが現実である。

○ 岡崎委員

大変難しい対応になると思う。このためのマスクや消毒の調達が困難だと思う。とりあえず備蓄などで対応していただきたい。

万が一感染が発生した場合、いじめの元になるような差別的なことが起きないようにすることが重要である。保護者がきちんとマスクをして指導するとともに、心のケアが行き届くように徹底していただきたい。

○ 教育長

マスクは、医療機関や福祉施設の分は国や県が 一定買い上げて調達しているが、一般家庭の方の 分がない。そうした家庭ではどうすべきか、知事 とも協議しているが、課題である。マスクがない 場合でも咳エチケットを徹底する必要がある。

特別支援学校や学級に通う子どもたちについても、従来以上に配慮しながら対応する必要がある。

本県では、最近2例では帰国者が感染しており、クラスターは認められていない。だからといって安心と言えるわけではないが、感染が拡大している地域ではないというのが健康医療福祉部

の見解である。

県教育委員会としてはこうした対策をしっかりと行い、4月8日から学校再開の取組を進めさせていただきたい。

6 議事(議案:非公開)

- 第93号議案について、原案どおり可決された。
- 教育長から、第96号議案「滋賀県スポーツ推進審議会条例に基づく委員の任免に関する知事への意見について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。
- 主な質疑・意見
- 回崎委員 生涯スポーツ分野の委員のところに、報道機関 分野を入れた理由は何か。
- 保健体育課長 今後、広報の充実を図らなければならないこと から、広報の視点から幅広い意見を期待して選任 したと聞いている。
- 野村委員 スポーツ推進員は地域で活躍していることか ら、できるだけ入っていただきたい。
- 保健体育課長 公募委員の中に地域スポーツ振興に携われて いる方がおられるので、幅広い意見を期待している。
- 教育長から、第96号議案について採決する旨の発言があり、全員一致 で、原案どおり可決された。

7 閉会

● 教育長から、本日の議事が全て終了した旨の発言があり、閉会の宣告 があった。